

議案第132号

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例の改正について

令和2年9月1日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和49年前橋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「15歳未満の者及び成年被後見人」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 15歳未満の者
- (2) 成年被後見人（次条第2項に規定する方法により申請した者を除く。）

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、登録申請者が、疾病その他やむを得ない事由により、登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録申請者が成年被後見人である場合は、その法定代理人が同行した上で、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、印鑑登録申請書により、市長に登録の申請をしなければならない。

第4条第1項中「うえ」を「上」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（成年被後見人の印鑑の登録）

第4条の2 前条の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する方法により登録の申請があったときは、市長は、登録申請者が本人であること、当該申請が本人の意思に基づくものであること及び同行している者がその法定代理人であることを確認するほか、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査の上、登録するものとする。

- 2 前項に規定する確認は、市規則で定める方法により行うものとする。

第6条第1項第3号中「及び第11条」を削る。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、第4条の2の規定により印鑑を登録した場合にあっては、登録申請者又

はその法定代理人に対して直接交付するものとする。

第9条第1項各号列記以外の部分中「又はその代理人」を削り、「して」を「の上、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、印鑑登録者が成年被後見人であるときは、その法定代理人が同行して行わなければならない。

第9条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項前段の規定による届出は、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。ただし、印鑑登録者が成年被後見人である場合は、この限りでない。

第11条を次のように改める。

(印鑑登録の抹消)

第11条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。

(1) 市外に転出したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 登録を受けている印鑑が第5条第2項第1号に該当したとき。

(4) 後見開始の審判を受けたとき。

(5) 住民基本台帳から消除されたとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたとき。

2 市長は、前項第3号、第4号又は第6号に該当する事由により印鑑の登録を抹消したときは、当該印鑑登録者にその旨を通知するものとする。

第12条第2項中「うえ」を「上」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。